

6. 保管の基準

- (1) 事業者は PCB 廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければなりません。(法第12条の2第2項)

●保管基準

- ① 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
- イ 周囲に囲い(保管する特別管理産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。
 - ロ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。
 - (1) 縦及び横それぞれ60cm以上であること。
 - (2) 次に掲げる事項を表示したものであること。
 - (イ) 特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨
 - (ロ) 保管する特別管理産業廃棄物の種類
 - (ハ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - (ニ) 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、次号ロに規定する高さのうち最高のもの
- ② 保管の場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
- イ 特別管理産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不透水性の材料で覆うこと。
 - ロ 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた特別管理産業廃棄物の高さが、保管の場所の各部分について次の(1)及び(2)に掲げる場合に依り、当該(1)及び(2)に定める高さを超えないようにすること。
 - (1) 保管の場所の囲いに保管する特別管理産業廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分(以下、この条において「直接負荷部分」という。)がない場合当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点(当該点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ
 - (2) 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合次の(イ)及び(ロ)に掲げる部分に依り、当該(イ)及び(ロ)に定める高さ
 - (イ) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線(直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあっては、その下端)(以下、この条において「基準線」という。)から当該保管の場所の側に水平距離二メートル以内の部分当該二メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の(i)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(i)又は(ii)に規定する高さのうちいずれか低いもの)
 - (i) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ
 - (ii) (1)に規定する高さ
 - (ロ) 基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルを超える部分当該二メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の(i)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(i)又は(ii)に規定

する高さのうちいずれか低いもの)

(i) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルの線を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

(ii) (1)に規定する高さ

ハ その他必要な措置

- ③ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ④ 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。
- ⑤ 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること。

イ ポリ塩化ビフェニル汚染物にあっては、容器に入れ密封することその他の当該ポリ塩化ビフェニル汚染物に係るポリ塩化ビフェニルの揮発の防止のために必要な措置及び当該ポリ塩化ビフェニル汚染物が高温にさらされないために必要な措置

ハ ポリ塩化ビフェニル汚染物にあっては、当該ポリ塩化ビフェニル汚染物の腐食の防止のために必要な措置

- (2) 特別管理産業廃棄物を生じる事業場には、事業場ごとに、特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。(法第12条の2第6項)

特別管理産業廃棄物管理責任者は、環境省令で定める資格を有していなければなりません。(法第12条の2第7項)(資格については各府県・政令市に問い合わせてください。)

7. 罰則

・主な罰則は、以下のとおりとなっています。(法第25条～第33条)

対象者	罰則
みだりにPCB廃棄物を捨てた者(未遂を含む。)(法第16条違反)	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれを併科(法人に対しては1億円以下の罰金)
PCB廃棄物の運搬又は処分を無許可の収集運搬業者又は処分業者に委託した者(法第12条の2第3項違反)	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれを併科(法人に対しては1,000万円以下の罰金)
PCB廃棄物の運搬又は処分の委託の基準に従わずに他人に運搬又は処分を委託した者(法第12条の2第4項違反)	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれを併科(法人に対しては300万円以下の罰金)
産業廃棄物管理票を交付しなかった者(法第12条の3第1項違反)	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(法人に対しては50万円以下の罰金)
特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなかった者(法第12条の2第6項違反)	30万円以下の罰金(法人に対しては30万円以下の罰金)